

# 川西市グループホーム新規開設サポート事業補助金交付要綱

平成26年11月 1日

川西市告示第116号の2

## (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第15項に規定する共同生活援助を行う住居（以下「グループホーム」という。）の開設時の初度備品や、住居の借上げ等に要する初期経費を助成することにより、グループホームの新規開設を促進し、障害者の地域移行の推進を図ることを目的とし、川西市補助金等交付規則（平成16年川西市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、「グループホームの開設」とは、1以上の住居により構成され、定員4人以上のグループホームとして、新たに共同生活援助事業所の指定を受けることをいう（既存の共同生活援助事業所と一体的に運営される事業所として指定を受ける場合を含む。ただし、1事業者（事業所番号毎）につき1回限りとする。）。

## (補助対象者)

第3条 補助対象者はグループホームの開設を行う法人（以下「開設者」という。）とする。なお、補助に係るグループホームは、当該年度の兵庫県グループホーム新規開設サポート事業実施要綱（以下、「県要綱」という。）第4条の期間までの間に開設したものでなければならない。

## (対象経費、基準額及び負担割合)

第4条 補助金の対象経費、基準額及び負担割合は、次の表のとおりとする。ただし、県要綱第5条の期間までに開設者が購入又は負担したものに限る。

| 区分   | 備品購入費  | 住居の借上げ等に要する初期経費                          |
|------|--|--|
| 対象経費 | グループホームの開設の前後2月以内に、グループホームの利用者が共同で使用する備品を購入す | 住居の借上げに伴う敷金、礼金又は仲介手数料。ただし、保証金的性格の預け金を除く。 |

|       |  |  |
|-------|--|--|
|       | る費用（通常要する取付設置費を含む。）  |  |
| （注釈等） | <b>【対象備品例】</b><br>I H電磁調理器、エアコン、消火器、冷蔵庫、洗濯機等<br>・利用者が居室で個人的に使用する物品は対象外とする。 | ・保証金的性格の預け金とは、賃貸借期間の終了に伴い、補修分を差し引くなどして返金されるものをいう。<br>・契約書に「敷引きの金額」等、返金されないことが明記してあるものについては対象とする。 |
| 基準額   | 1グループホームあたり270千円   | 定員1人あたり70千円  |
| 負担割合  | 市1/3、県1/3、開設者1/3   | 市1/3、県1/3、開設者1/3   |

2 前項に掲げる経費について、市から他の補助金等の交付を受けた開設者は、この要綱に基づく補助金の交付を受けることができない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で決定するものとし、前条に定める対象経費の区分ごとに、対象経費の金額と基準額を比較して少ない方の額に対し、3分の2を乗じて得た額（千円未満は切り捨てる。）を交付する。

（協議）

第6条 補助金の交付を受けようとする開設者は、所定の期日までに市長に対し事前協議を行わなければならない。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする開設者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、所定の期日までに市長に提出するものとする。

- (1) 補助事業の事業計画書
- (2) 補助事業の収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（実績報告）

第8条 補助金の交付を受けた開設者は、所定の期日までに補助事業実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書

(2) 領収書 (写)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(交付請求)

第9条 開設者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書 (様式第3号) により市長に請求しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

付 則 (平成27年7月17日川西市告示第93号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則 (平成28年6月15日川西市告示第83号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則 (平成29年7月28日川西市告示第104号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則 (平成30年6月8日川西市告示第85号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則 (令和元年5月30日川西市告示第8号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。